

別表 入所申込者の評価基準

	類型	評価項目	得点	点数配分		
1	本人の状況	要介護度	要介護5	20	20点	
			要介護4	20		
			要介護3	15		
			要介護2 (障害、認知症、虐待等に限る)	10		
			要介護1 (障害、認知症、虐待等に限る)	5		
		問題行動のある認知症の加算  ※介護認定審査会一次判定資料の第3群 8・9及び第4群調査項目による	「ある」が0	0	10点	
			「ある」が1～5	5		
			「ある」が6以上	10		
		本人の状況 小計				
		2	介護の困難性 (主たる介護者の状況)	身寄りも介護者も全くいない	25	25点
主たる介護者が遠方居住又は病気で長期入院中	25					
主たる介護者が高齢者・障害者又は疾病者	20					
主たる介護者が育児中又は複数の被介護者がいる	15					
主たる介護者が就業している	15					
介護の困難性 小計						
3	居宅サービス等の 利用状況 (直近1か月の状況)			7割以上	25	25点
		5割以上7割未満	20			
		3割以上5割未満	15			
		3割未満	10			
		介護老人保健施設、介護療養型医療施設、病院等に1か月以上継続 入所・入院	20			
		居宅サービス等の利用状況 小計				

4	<p>緊急度など特別な事由</p> <p>※該当する評価項目について得点を付す。</p> <p>※各項目の得点の上限は5点とする。</p> <p>※この類型全体の得点の上限は20点とする。</p>	主たる介護者の急死、緊急入院の緊急性			20点
		2の介護の困難性で点数化できなかった特殊な事情			
		主たる介護者と本人の関係で配慮すべき事情			
		劣悪な居住環境（住宅改修等に対応困難）			
		介護老人保健施設等からの退所又は転所先の確保			
		旧措置入所者の施設転所先の確保			
		その他特別な配慮の必要を認める事情（1）			
		その他特別な配慮の必要を認める事情（2）			
		<b>緊急度など特別な事由 小計</b>			
類型番号	1	2	3	4	合計
得点					

◎ 得点選択に当たっての留意

1 本人の状況

本人の状況は、「要介護度」と「問題行動のある認知症」とから判断する。要介護度は、介護保険制度上の認定手順に従うものであり、最も客観的かつ公正な基準である。認知症の状況は、介護認定審査会一次判定資料の第3群8・9及び第4群調査項目から勘案することとする。

要介護1,2については、小金井市介護老人福祉施設入所指針2（2）に規定する特殊要件に該当する者のみとする。

※ 要介護度は申込時点のものであり、変更があったときは、現況を届け出してもらう。

2 介護の困難性（主たる介護者の状況）

主たる介護者の状況を5つの状態に分類し、該当するものを選択する。なお、介護の困難性について反映しきれない要素は、4の「緊急度など特別な事由」に加算できるものとする。

※ 評価項目は、最も得点の高いものを選択する。

※ 身寄りとは、2親等以内。遠方とは、往復と介護に1日を要する距離。高齢の介護者とは、70歳以上をいう。育児中とは、就学未満の幼児・乳幼児を養育すること。就業は、週20時間以上の就労をいう。

3 居宅サービス等の利用状況

介護保険サービスの利用状況は、直近1か月の居宅サービス又は施設サービス等の利用状況で判断する。居宅サービスの利用割合は、1か月の利用単位を1か月の区分支給限度基準単位で割返して算出する。施設サービス等は、直近で1か月以上継続して利用している場合を選択する。

4 緊急度など特別な事由

緊急度が高い特別な事情が発生している場合は、事態に適切に対応するため、画一的とならない配点を行う。入所検討委員会の合議によって総合的判断をするものとする。